

「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」公募要領

観光庁観光地域振興部観光資源課

「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」は、観光地の魅力となりうる資源を見直し、地方公共団体、事業実施主体、旅行会社、交通事業者、旅行メディア等の総力を結集した確実な旅行商品化と情報発信を通して、魅力ある観光地づくりを推進します。

そのため、観光資源の商品化に向けた意欲的な取組を募集し、第三者で構成する委員会で対象となる取組を選定した上で、商品化に向けた支援を行って参ります。

具体的には、観光資源の「目利き」と「観光地の担い手」が協働して磨き上げた観光資源を題材にモニターツアー・効果検証を実施します。本事業を経て造成された旅行商品と観光地の魅力を全国に発信するとともに、旅行商品のランク付け等による市場からの評価を行うことで確実な商品化を図ります。

つきましては、提案の公募について、次のとおりお知らせします。

◆ 募集期間

- 募集開始日：平成25年2月4日（月）
- 募集締切日：平成25年3月1日（金）17：00必着

◆ 申請書類

（1）～（5）の書類を、下記4．に示す提出先まで提出してください。なお、書類は電子メールによる提出となるので、指定するファイル形式に沿ったもので作成をお願いします。また、このファイル形式で提出できない場合は、提出先地方運輸局等まで申し出てください。

（1）様式1 提案書（A4用紙3枚以内、MS-Excel形式）

（2）様式2 費用積算書（MS-Excel形式）

（3）様式3 体制図（MS-Excel形式）

（4）様式4 実施手順（MS-Excel形式）

（5）参考資料がある場合はその資料

（A4用紙3枚以内、ファイル形式はMS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とし、容量は2メガバイト以内。）

※提出された（1）～（5）の申請書類は、本事業に関する目的以外には使用しません。

公募にあたっての詳細は以下をご確認ください。

1. 公募する提案及び本事業の内容

（1）公募の要件

公募する提案は、旅行商品として確実に商品化され、継続性があると見込まれる取組を提示のうえ、

その内容が以下の①～⑨に該当するものであることとします。

① 以下のコンセプトのいずれかに沿った提案であること。

【コンセプト】

魅力ある観光地を形成し持続可能な地域運営を行うためには、旅行者の多様なニーズに応え旅行商品の満足度の向上を図る必要がある。そのため、本事業により、以下のコンセプトに基づく旅行商品の造成を通じて、新規需要の開拓、リピート率の向上、宿泊数の増加を目指す。

(ア)観光資源の開拓、見直し

ニューツーリズム

(エコ、グリーン、文化、産業、ヘルス、スポーツ等)

新たな観光資源の発掘、観光資源の新しい活用等

(ファッション、食、映画、アニメ、山林、花等)

注) 新たな観光資源として、ダム、橋梁、港湾等のインフラを活用したインフラ観光を提案する場合には、事前に後述の地方運輸局等の問い合わせ窓口で連絡・相談の上、地方整備局等などの当該インフラの整備・管理主体と、十分な時間的余裕をもって調整すること。

(イ)新たな観光需要の創出

若者、高齢者、子育て世代等

- ② 既存の旅行商品の焼き直しではなく、取組としての新規性を有すること
- ③ 国の派遣する「目利き」とともに商品化を目指した観光資源の磨きに取り組み、モニターツアーを実施すること
- ④ モニターツアーを実施するとともに、モニターツアー参加者に対して効果分析に必要なアンケート調査を行い、原則参加者全員から調査票を回収すること
- ⑤ モニターツアーでの効果検証を経て、観光庁の開催する商談会に参加するとともに、本事業終了後も継続して商品化がなされるものであること
- ⑥ 本事業の実施にあたっては、地方運輸局等が事務を委託する事業者（以下「地方事務局」という。）と密に連携を取ること
- ⑦ 取組に関する報告書を提出すること。報告書の様式は、観光庁が指定したものを使用すること
- ⑧ 旅行業登録事業者がモニターツアーを催行すること
 - ※モニターツアー1件（複数回に渡る催行を含む）あたりの合計参加者数が30人以上となるようにすること。
 - ※回数・人員の上限は設けない。
- ⑨ 国等により別途、補助金等が支給されていない、かつ、支給を予定されていない取組であること。

(2) 提案者の要件

提案者は以下のいずれかに該当する者とします。

(ア) 観光協会

(イ) 取組が行われる観光地に主たる営業所又は事務所を有し、観光振興に取り組んでいる団体

(ウ) 地方公共団体等

等

(3) 選定件数

50件以上の提案を選定することを予定しています。

(4) モニターツアーでのアンケート調査について

- ① モニターツアーの参加者に対して、アンケート調査を実施してください。原則、参加者全員からの調査票回収を義務としますが、乳幼児など参加者が自分で回答できない場合は調査対象者から除くものとします。また、調査票回収数と事前に確認されている調査対象外人数の合計が参加人数となりますので必ず回収可能な全ての参加者からの調査票回収をお願いします。
- ② アンケートの調査項目については、地方事務局から全モニターツアーへの共通の項目として、統一形式の調査票（分量はA4 表裏1枚の計2頁程度を予定）として提示します。
- ③ アンケートの調査票は、提案者がコピーして配布してください。

(5) モニターツアーの広告・宣伝やモニターツアーに関する対応について

- ① モニターツアーの参加者の募集や、モニターツアーに関する質問などの対応は、モニターツアーの催行旅行会社が行います。
- ② 観光庁が開設予定のウェブサイトには、実施されるモニターツアーの概要紹介と各ツアーの問い合わせ先を掲載することとし、個別のツアーに関する問い合わせには、各ツアーの催行旅行会社で対応することとします。

2. 支援対象経費について

(1) 支援対象となる経費

国費による支援対象となる経費は、選定された取組の実施に係る経費であって、かつ、国からの調査委託費として措置できるものに限られます。支援対象案件として選定されると、以下の支援対象経費の中から支援が受けられます。

① 「目利き」の派遣経費

旅費、活動経費（国の規定に基づく時間単価と実働時間から算出）

※選定された取組の実施期間に渡って断続的に「目利き」を派遣することとし、取組を行う観光地において、「目利き」と「観光地の担い手」が協働して観光資源の磨き上げを行うものとする。

※「目利き」は、派遣のたびに取組の状況について報告書を地方事務局に提出するものとする。

② 観光資源の磨き上げ及びモニターツアーの企画に係る経費

事前下見、造成打ち合わせ（飲食費は除く）、パンフレット・観光地マップ等作成、シンポジウム、説明会、ワークショップ、観光地の魅力を発信するイベント等

③ モニターツアー催行に係る経費の一部

モニターツアー催行に係る経費のうち、ツアー当日までの準備に係る経費（募集広告、インターネット掲載）等

④ 観光地の魅力の情報発信にかかる経費

雑誌・インターネット上での記事掲載・広告その他情報発信に係る経費

※ただし、国からの支援の総額に比して過大な支出を伴う情報発信については対象になりません。

※対象とならない経費の具体例

- ① 本事業に直接関係のない経費
- ② 本事業の支援対象案件として選定される前の経費
- ③ 国やその他行政等により別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの、又は、支給を

予定されているものがある場合には、当該部分については支援の対象外となります（二重の支援は認められません）。

④ 施設整備費等（注）、調査委託の範囲に含まれ得ない経費

（注）建屋の建築経費等は対象外とするが、モニターツアーの造成に必要な範囲で、案内看板の設置などは対象とする。

- ⑤ モニターツアー催行に係る経費のうち、ツアー当日に参加者の実費としてかかる経費（宿泊費、一次・二次交通費、飲食費、入館料、催行者が加入する保険料、コンダクター（添乗員）経費等）
- ⑥ 最少催行人数に達しない等の理由により、モニターツアーが実施されなかった場合の経費 等
- ⑦ 国からの支援の総額に比して過大な支出を伴う情報発信（全国紙への広告、テレビCM、対価を支払って著名人を起用する広報等）
- ⑧ 旅行業登録者の企画手数料

※観光資源の磨き上げ及びモニターツアーの造成に伴い作成又は購入した物（案内看板等）について

本事業では、確実な商品化に向けた観光資源の磨き及びモニターツアーの造成に必要な範囲で物（案内看板等）を作成又は購入することも想定されます。本事業の実施のために作成又は購入された物は原則として地方事務局に帰属するものとし、事業終了後、地方事務局が適切に処理するものとし、処理方法は撤去に限られるものではなく、提案者との協議の上で提案者に譲渡し、事業終了後も有効利用することができます。ただし、有償での譲渡は認められません。本事業の支援を受けて作成又は購入された物の適切な処理方法として取り得るものは以下のとおりです。

- 1. 地方事務局により廃棄（使用の必要がなくなった時点で撤去することも妨げない。）
- 2. 提案者へ無償で譲渡

なお、本事業の実施のために物を作成又は購入するにあたっては、安全管理等の観点に十分配慮することとし、作成又は購入できる物は、本事業の結果を得るために必要な範囲に限ります。

(2) 支援金の規模について

① 支援金の規模

支援金額の上限は1件につき1,500万円（うちPR経費は500万円を上限）とし、提案内容に応じて支援金額を決定します。

② 支援金の申請金額について

(ア) 提案者は、提案の申請時に、様式2の費用積算書を記入して、支援希望額を算出のうえ申請してください。

(イ) 提案内容の評価の結果等により、支援金額は、支援希望額よりも減額されることがあります。

③ 支援対象経費の支出について

支援対象経費の支出については、原則として、支出の必要が発生する都度、提案者が地方事務局に申請し、地方事務局から支出するものとし、支出額及び内容については厳格に審査することとし、支出が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性がある点に留意してください。

3. 選定について

(1) 選定方法

選定にあたっては、観光に関して知見を有する有識者等複数の外部委員による選定委員会を、募集期間締め切り後に開催し選定します。なお、募集期間締め切り後に、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

(2) 選定基準

本事業の目的や概要等の方向性に沿ったうえで、以下の5つの選定基準を参考にしながら、選定委員会において総合的な評価を行います。

① 新規性

- ・観光地の特色ある資源をいかす新たな工夫がこらされていること
- ・新しい旅行需要の開拓につながる工夫がこらされていること
- ・他の観光地や旅行商品との差別化が図られていること 等

② ストーリー性

- ・取組に一貫した理念を提示していること
- ・取組を行う観光地におけるこれまでの取組が具体的に示されていること
- ・取組を行う観光地における今後の展望が具体的に示されていること
- ・これまでの取組と今後の展望に一貫性があること 等

③ 具体性及び計画性

- ・取組を行う観光地の現状及び課題を特定していること
- ・課題に対して有効な解決策となっていること
- ・取組の内容及び実施手順が具体的に提示されていること
- ・資源の磨き、モニターツアー造成等本事業に必要な費用が具体的に示されていること 等

④ 商品化の可能性

- ・アンケート調査の実施を通じた事業の改善など本事業においてP D C Aサイクルを経ることについて関係者間で合意が得られていること
- ・発信力の高い取組であること
- ・旅行商品としての訴求対象が明確になっていること
- ・その他商品化の可能性を担保する措置が図られていること

⑤ 実施体制

- ・複数の関係者が一体として取り組むものとして合意がなされていること
- ・申請書に記載された関係者の役割分担が明確になっていること 等

(3) 選定結果の決定及び通知について

選定結果の通知については、支援対象案件の決定後速やかに観光庁のホームページ等で選定結果を公表するとともに、選定された提案者に対して電子メールで通知します。

※なお、通知については、観光庁又は観光庁から委託を受けた事業者から行います。

(4) 選定についての補足事項

選定の状況などにより、補欠という形式での選定や選定結果の通知予定期間を過ぎてからの追加公募・追加選定を行う場合があります。

4. 申請書類提出先、提案内容の相談・問い合わせについて

申請書類提出及び提案内容の相談等は、取組が行われる観光地を管轄する地方運輸局等にて対応します。

本公募要領に関する問い合わせは、地方運輸局等又は観光庁にて対応します。問い合わせ先は以下の通りです。なお、申請書類提出に際しては、メールの件名の冒頭を「【再建・強化事業】」とし、後に「提案名」を付してください。（件名例：【再建・強化事業】（提案名）・・・・・・・・・・）メールによる申請書類提出後に、提出した旨を必ず電話で各地方運輸局等に連絡してください。

〈問い合わせ先〉

【北海道】

北海道運輸局 企画観光部 観光地域振興課 辻栄、門間

TEL：011-290-2722

E-mail：tsujie-t52hd@hkt.mlit.go.jp

monma-t52h9@hkt.mlit.go.jp

【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】

東北運輸局 企画観光部 観光地域振興課 栗田、遠山

TEL：022-380-1001

E-mail：tohoku-kikaku@tht.mlit.go.jp

【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県】

関東運輸局 企画観光部 観光地域振興課 岡村

TEL：045-211-7265

E-mail：ktt-kikan-dm@ktt.mlit.go.jp

【新潟県、富山県、石川県、長野県】

北陸信越運輸局 企画観光部 観光地域振興課 中牧、松永

TEL：025-285-9181

E-mail：hrt-kankou@hrt.mlit.go.jp

【福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】

中部運輸局 企画観光部 観光地域振興課 唐澤

TEL：052-952-8009

E-mail：chiikikanko@cbt.mlit.go.jp

【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】

近畿運輸局 企画観光部 観光地域振興課 阿部

TEL：06-6949-6411

E-mail：shimizu-t57eg@kkt.mlit.go.jp

murakami-s57bm@kkt.mlit.go.jp

abe-y57fk@kkt.mlit.go.jp

【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】

中国運輸局 企画観光部 観光地域振興課 榎野 (かやの)、花野

TEL : 082-228-8701

E-mail : chugoku-kikaku@cgt.mlit.go.jp

【徳島県、香川県、愛媛県、高知県】

四国運輸局 企画観光部 観光地域振興課 真鍋、谷藤

TEL : 087-835-6357

E-mail : shikoku-kikaku@skt.mlit.go.jp

【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】

九州運輸局 企画観光部 観光地域振興課 待鳥、久保田、松尾

TEL : 092-472-2920

E-mail : matsutori-m63m3@qst.mlit.go.jp

kubota-y63x4@qst.mlit.go.jp

matsuo-h636n@qst.mlit.go.jp

【沖縄県】

沖縄総合事務局 運輸部 企画室 古謝

TEL : 098-866-1812

E-mail : unyu-kikaku@ogb.cao.go.jp

国土交通省 観光庁観光地域振興部観光資源課 小林 長尾 中島

電話番号 : 03-5253-8111 (内線 : 27-806、27-822、27-824)

(留意事項)

観光庁が行う支援は、24年度第1次補正予算案に盛り込まれた「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化（予算額15.7億円）」により、補正予算案の成立後に行う予定。

以上